

2022年（令和4年）5月16日

エスアイヘリシス株式会社
代表取締役 山本 学 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 佐々木 幸孝



申入れ書

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

この度、消費者より当機構に対し、貴社の「航空機売買契約書」及び「航空機賃貸借契約書」（以下、「本件各契約」といいます。）に関する情報提供があり、当機構において本件各契約書及び貴社に対する情報等を検討した結果、下記の問題点があるとの結論に達しました。

そこで、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり、申入れを行います。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を6月8日までに当機構にお寄せください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX番号、E-Mailアドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容等を当機構のホームページ等に公表いたします。

また、当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 専務理事 板谷 伸彦
理事 磯辺 浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

申入れ事項

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で本件各契約を締結する際、貴社と消費者との間で使用している「航空機売買契約書」第8条(3)、及び「航空機賃貸借契約書」第8条(以下、「本件各条項」といいます。)のうち解約に伴う買取り金額を定める部分を内容とする意思表示を行わず、また、本件各契約書からこれを削除することを求めます。

航空機売買契約書第8条(3)

甲が書面による申出をもって本件航空機賃貸借契約を解約した場合、乙は甲が所有する航空機分について、同時に買取るものとし、乙の買取り予定金額は以下のとおりとする。

① 本件契約第4条の引渡日から起算した3年、5年及び10年(以下「特定日」という)における買取り予定金額。

	3年	5年	10年
所有者優待券買取り予定金額(未使用分に限る)※1	100万円×65% =650,000円	100万円×70% =700,000円	100万円×75% =750,000円
機体買取り予定金額 ※2	250,000円	250,000円	250,000円
合計	900,000円	950,000円	1,000,000円

なお、所有者優待券1枚(10万円相当)10年分10枚(100万円相当)

※1 未使用分が10枚の場合

※1、2 経済状況等で金額が変動することがあります。

② 特定日以外での買取りは、機体買取り予定金額から買取り手数料(購入代金の10%)を差し引いた金額のみで、所有者優待券買取はないものとする。

航空機賃貸借契約書第8条

(1) 本件契約期間中、甲はやむを得ない事由があるときは、乙への書面による申し出により、本件契約を解約することができる。この場合、乙は甲が所有する航空機の持分について同時に買取るものとし、乙の買取り予定金額は以下のとおりとする。

① 本件契約第3条の引渡日から起算した3年、5年及び10年(以下「特定日」という)における買取り予定金額。

(表は上記のものと同内容の為、記載省略)

② 特定日以外での買取りは、機体買取り予定金額から買取り手数料(購入代金の10%)を差し引いた金額のみで、所有者優待券買取はないものとする。

2 申入れの理由

- (1) 消費者契約法第9条第1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定や違約金を定める条項に関して、解除の事由や時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い、当該事業者が生じる平均的な損害の額を超える部分を無効としています。
- (2) 本件各条項は、消費者が貴社との間で本件各契約を締結した後、特定日以外の日契約を解約した場合、購入代金100万円の航空機共有持分に関してわずか25万円（しかも購入代金の10%をさらに控除する）でしか買い取らず、その余は返金しないという不返還条項であり、実質的に解約に伴う損害賠償の予約あるいは違約金を定めるものです。

しかし、例えば本件各契約締結直後に消費者が解約した場合を考えると、買い戻した航空機共有持分は再び売買及び賃貸借することができるのですから、貴社にさほどの損害が生じるとは考えられず、上記違約金の額は平均的な損害の額を明らかに超えるものです。

また消費者契約法9条1号は解除の時期の応じた損害の区分を認めるものですが、本件各条項が定める、引渡日から3年、5年、10年の応当日を「特定日」として、他の日と区別して全く異なる損害賠償額の予定、或いは違約金を定めることに何らの合理性があるとも思われません。

したがって、本件各条項のうち、買取り金額を定める部分の条項は、消費者契約法第9条第1号に該当する不当条項であると考えられますので、今後このような意思表示を行わず、本件各契約書から削除するよう求めるものです。

以上

添付資料:消費者団体訴訟制度パンフレット

本件の問合せ先 特定非営利活動法人消費者機構日本 (担当 磯辺) 電話03-5212-3066 Fax03-5216-6077 E-mail webmaster@coj.gr.jp
